

支 払 基 金  
平成 2 8 年 1 2 月 6 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 2 8 年 1 2 月 7 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「2 0 1 6 1 2 0 7」に設定し収載しております。

### 記

- 1 平成 2 8 年 1 2 月 6 日付け厚生労働省告示第 4 0 7 号に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：2コード）
- 2 平成 2 8 年 1 2 月 6 日付け同第 4 0 8 号に基づく経過措置年月日の設定（変更区分「5」：1コード）